

監査公表第 14 号

監査結果に基づく措置について

令和 6 年 3 月 26 日付監査報告第 16 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 8 年 3 月 10 日

大牟田市監査委員 岡 田 和 彦
同 古 庄 和 秀

ス 第 552 号
令和 8 年 2 月 3 日

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿
同 古庄 和秀 殿

大牟田市長 関 好 孝
(市民協働部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 6 年 3 月 26 日付監査報告第 16 号で報告がありました個別指摘事項について次のとおり措置しましたので報告いたします。

【個別指摘事項】

一般会計

(市民協働部)

1 公園テニスコート使用料 (スポーツ推進室)

今回の定期監査において、以下のような事例が見受けられた。

・大牟田市体育施設条例施行規則第 8 条には、使用料は使用しようとするときまでに納入しなければならない。ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認められるときは、使用後に納入することができるとなっている。令和 2 年度第 2 次定期監査時には、大会等の場合は大会終了後に使用料を支払うことができると規定があり、大会等以外の場合も同じ運用をしていたため個別指摘していたが、現在はその規定もなく大会等で使用後に使用料が納入されていた。

・使用料が使用許可時間ではなく実際の使用時間で徴収されていたものがあった。

・使用許可していた日に使用取消 (変更) 許可申請を提出することなく使用せず、使用料も納入されていなかった。

・6 ヶ月分の施設予約ができる定期利用団体が、予約していた日に連絡等もなく使用しなかった分の使用料を、キャンセル料の規定がないにも関わらず、キャンセル料として後日徴収していた。過去 2 回の定期監査時に、キャンセル料徴収についての根拠を整理するよう指導及び個別指摘していたが、何の措置も講じられず同じ事務処理が続けられていた。

・令和 5 年 4 月 2 日、9 日及び 5 月 4 日分の使用料について、使用許可時に半額免除とすべきところ誤って全額免除としていたため、使用料が徴収されていなかった。その使用料は、5 月 30 日にまとめて徴収されていたが、徴収事務委託者が作成した施設利用調定簿に再計上されており、使用件数と使用人数が二重計上となっていた。

・10 月 26 日にテニスコート 2 面の使用届出に対し、1 面分しか使用料を徴収していなかつ

た。不足の1面分は、10月12日に使用料を納入していたが使用しなかったコート1面分の使用料を充当していた。体育施設条例第12条には使用料の不返還について定めがあり、体育施設施行規則第11条の特別の理由があると認め返還する場合にも該当せず、後日の使用料に充当することは不適切である。令和2年度第2次定期監査時にも同様の事務処理がみられ、運用を検討するよう指導していたが同じ事務処理を続けていた。

歳入事務に関しては、法令等に基づき行うことが原則であり、根拠のない徴収や運用は認められない。

改めて、公園テニスコート使用料の徴収事務について、条例等を遵守した事務の執行となるよう改善を強く求める。

不適切な徴収事務が長年改善されず、2度にわたり同様の指摘を受けたことを重く受け止め、適正な事務を確実に遂行されたい。

【措置の状況】

一般会計

(市民協働部)

1 公園テニスコート使用料 (スポーツ推進室)

今回、長年にわたり業務受託者において法令等に基づかない根拠のない使用料の徴収事務や運用が行われていたことに対して指摘を受けたことについて、当室には毎月報告書等が提出されていましたが、確認が不十分であったため、許可内容と料金の不整合や不適切な運用について把握ができていませんでした。

そのようなことから、利用者サービスの向上・充実の観点から不適切な徴収事務や運用などの課題を整理し、令和7年度中に所要の規定の見直しを行い、業務受託者に対して、改めて条例その他関係法令等に沿った事務の執行について徹底していきます。

改めて、不適切な徴収事務を長年放置し、2度にわたり同様の指摘を受けたことを重く受け止め、適正な事務を確実に遂行し、市民の信頼を損ねることがないように努めてまいります。